商品概要説明書

ＪＡマイカーローン（協会保証）

（令和５年10月１日現在）

商品名	ＪＡマイカーローン（協会保証）
ご利用 いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が１年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。 ①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（建設費が100万円以内のものに限ります。）。 ⑥現在お借入中の自動車ローンの借換え資金。
借入金額	10万円以上1,000万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 なお、お借入時の年齢が71歳以上の場合は200万円以内とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および12月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、４月１日および10月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。

<table>
<tr><td></td><td>お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および12月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（鳥取県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○保証料率は、年0.45%です。
○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
①一括払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【お借入額100万円あたりの保証料(借入期間中の借入利率を年2.5%で試算した場合)】
<table>
<tr><td>保証料率</td><td>３年</td><td>５年</td><td>７年</td></tr>
<tr><td>年0.45%</td><td>6,857</td><td>11,248</td><td>15,585</td></tr>
</table>
※保証料（保証料率）は申し込み内容等により異なります。
②分割払い
約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の「団体信用生命共済」または「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってお借入利率は加算利率分高くなります。詳細についてはＪＡにお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>鳥取いなば農業協同組合　金融部　融資管理課
電話番号（０８５７－３７－０５２２）
受付時間　平日　９：００～１７：００
土日祝日　受付しておりません。</td></tr>
</table>

苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融部融資管理課（電話：０８５７－３７－０５２２）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部融資管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会岡山仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ鳥取いなば